

# 大町市新型コロナウイルス感染症 第6波対応事業者支援金

新型コロナウイルス感染症第6波の影響を受けている飲食業や宿泊業のうち、長野県の時短要請(期間:2022年1月27日～)に係る「新型コロナウイルス拡大防止協力金」(以下「県協力金」といいます)を**受給していない**中小企業者の皆様をはじめ、これらの業種に関連する市内中小企業者を対象として支援金を支給します。

**受付期間** 2022年**3月7日**(月)～**7月29日**(金) (7月29日消印有効)



## 対象となる事業者

### 主な要件

- 県協力金を申請していないこと、また今後も申請しないこと。
- 法人等は、本店又は主たる事業所を市内に有し、かつ法人市民税を大町市に納税していること。  
個人事業者は、現住所又は市内において事業所を有し、事業を営んでおり、事業収入等の確定申告又は住民税申告を行っていること。
- 令和4年1月26日以前に支援金の対象となる業種(→裏面「**支援金対象業種一覧**」をご覧ください)を運営し、業務に必要な許認可等を取得していること。
- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者であること。
- 市税に滞納がないこと。
- 市支援金の受給後も事業を継続する意思があること。



## 支給金額

平成31年1月以降決算を迎えた  
いずれかの年の年間売上額

支援金の額  
(1事業所あたり)

500万円未満

10万円

500万円以上  
2,000万円未満

15万円

2,000万円以上

20万円



## 申請方法

申請書類や添付資料を用意し、郵送で申請してください。

### 申請書類の入手方法

大町市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.omachi.nagano.jp/00013000/00013100/covid19-6pa-sienkin.html>



- ダウンロードできない場合は、担当までお問い合わせください。
- 必要な添付書類の詳細は、ホームページの「申請要領」をご覧ください。

### 提出方法

支援金担当(下記「お問合せ先」)へ、必ず**郵送**にて提出してください。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び受付窓口の混雑回避のため、直接のお持ち込みはできません。



## お問合せ先

〒398-8601

大町市役所 産業観光部 商工労政課商業労政係

大町市新型コロナウイルス感染症  
第6波対応事業者支援金担当

☎0261-22-0420 (内線542)

受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日を除く)

# 支援金対象業種一覧

業種は、日本標準産業分類の小分類で表示しています

※大型量販店、フランチャイズ・チェーン、コンビニエンスストアは除きます。

| 農林漁業 ※会社法に定める会社に限る |             | 29          | 紙製品製造業        | 54        | 簡易宿所             |
|--------------------|-------------|-------------|---------------|-----------|------------------|
| 1                  | 耕種農業        | 30          | 紙製容器製造業       | 55        | 下宿業              |
| 2                  | 畜産農業        | 31          | 印刷業           | 56        | その他の宿泊業          |
| 3                  | 農業サービス業     | 32          | 製版業           | 57        | 食堂、レストラン         |
| 4                  | 園芸サービス業     | 33          | 製本業、印刷物加工業    | 58        | 専門料理店            |
| 5                  | 育林業         | 34          | 印刷関連サービス業     | 59        | そば・うどん店          |
| 6                  | 素材生産業       | 運輸業         |               | 60        | すし店              |
| 7                  | 特用林産物生産業    | 35          | 一般乗合旅客自動車運送業  | 61        | 酒場、ビヤホール         |
| 8                  | 林業サービス業     | 36          | 一般乗用旅客自動車運送業  | 62        | バー、キャバレー、ナイトクラブ  |
| 9                  | その他の林業サービス  | 37          | 一般貸切旅客自動車運送業  | 63        | 喫茶店              |
| 10                 | 内水面漁業       | 38          | その他の道路旅客運送業   | 64        | その他の飲食店          |
| 11                 | 内水面養殖業      | 卸売業、小売業     |               | 65        | 持ち帰り飲食サービス業      |
| 製造業                |             | 39          | 農畜産物・水産物卸売業   | 66        | 配達飲食サービス業        |
| 12                 | 畜産食料品製造業    | 40          | 食料・飲料卸売業      | 生活関連サービス業 |                  |
| 13                 | 水産食料品製造業    | 41          | 各種食料品小売業      | 67        | 洗濯業              |
| 14                 | 農産保存食料品製造業  | 42          | 野菜・果実小売業      | 68        | 理容業              |
| 15                 | 調味料製造業      | 43          | 食肉小売業         | 69        | 美容業              |
| 16                 | 糖類製造業       | 44          | 鮮魚小売業         | 70        | 一般公衆浴場業          |
| 17                 | 精穀・製粉業      | 45          | 酒小売業          | 71        | その他の公衆浴場業        |
| 18                 | パン・菓子製造業    | 46          | 菓子・パン小売業      | 72        | その他の洗濯・理容・美容・浴場業 |
| 19                 | 動植物油脂製造業    | 47          | その他の飲食料品小売業   | 73        | 旅行業              |
| 20                 | その他の食料品製造業  | 48          | 花・植木小売業       | 74        | 冠婚葬祭業            |
| 21                 | 清涼飲料製造業     | 物品賃貸業       |               | 75        | 写真プリント、現像・焼付業    |
| 22                 | 酒類製造業       | 49          | 自動車賃貸業        | 娯楽業       |                  |
| 23                 | 茶・コーヒー製造業   | 50          | スポーツ・娯楽用品賃貸業  | 76        | スポーツ施設提供業        |
| 24                 | 製氷業         | 51          | その他の物品賃貸業     | 77        | その他の娯楽業          |
| 25                 | たばこ製造業      | 技術サービス業     |               | 教育・学習支援業  |                  |
| 26                 | 飼料・有機質肥料製造業 | 52          | 写真業（商業写真業を除く） | 78        | 博物館・美術館          |
| 27                 | 紙製造業        | 宿泊業、飲食サービス業 |               | 医療業       |                  |
| 28                 | 加工紙製造業      | 53          | 旅館、ホテル        | 79        | 療術業              |

申請に関する  
お問合わせ先

大町市役所 商工労政課 商業労政係  
☎0261-22-0420 [内線542]

受付時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

Webサイト ▶ <https://www.city.omachi.nagano.jp/00013000/00013100/covid19-6pa-sienkin.html>

